平成26年度 市民税・都民税の申告は3月17日(月)まで

問市民税課☎内線2342

◆申告受付

日2月17日(月)～3月17日(月)の平日午前9時～午後4時30分　所市役所第二庁舎4階

※時間内に来られない方は、市民税課(市役所2階27番窓口)で平日午前8時30分～9時と午後4時30分～5時、市政窓口で平日午前8時30分～午後5時に申告を受け付けます。

物平成26年度市民税・都民税申告書、25年中の収入を確認できる書類(源泉徴収票など)、25年中に支払った金額を確認できる保険料の控除証明書、医療費・雑損・寄附金の領収書など

◇申告が必要な方

収入の有無にかかわらず、1月1日現在①市内在住の方、②市外に居住しているが市内に事務所・事業所などを有する方

◇申告が不要な方

①所得税の確定申告をする方、②収入が給与のみで、勤務先が「平成26年度(平成25年分)給与支払報告書」を市へ提出している方、③収入が公的年金等のみで、支払者が「平成26年度(平成25年分)公的年金等支払報告書」を市へ提出している方、④市内居住者の税法上の扶養親族であり、25年中の合計所得金額が35万円以下の方

※②③の該当者でも、所得金額や控除金額が給与(公的年金等)支払報告書の内容と異なる場合には申告書の提出が必要です(医療費控除の適用を受ける場合など)。

◆市民税・都民税の申告は便利な郵送をご利用ください

人①源泉徴収票など収入と所得控除の金額を確認できる書類(原本)を添付でき、医療費控除がない方、②非課税所得のみの方または収入がない方、③市外に居住している人の税法上の扶養親族となっている方

申「〒181-8555市民税課」へ

※申告書の控えが必要な方は返信用封筒(切手貼付)を同封してください。

確定申告はお早めに

問武蔵野税務署☎0422-53-1311

◆申告受付期間

日贈与税＝3月17日(月)まで、所得税・復興特別所得税＝2月17日(月)～3月17日(月)
個人事業者の消費税・地方消費税＝2月17日(月)～3月31日(月)

◆武蔵野税務署の確定申告作成会場

日3月31日(月)までの平日午前9時～午後5時(受付は8時30分から)

※2月23日と3月2日の日曜日は受け付けます。　※駐車場は利用できません。

◇国税庁ホームページHP http://www.nta.go.jp/の「確定申告書等作成コーナー」で申告書が作成できます。作成した申告書は、印刷して税務署に提出できるほか、e-Tax(国税電子申告・納税システム)HP http://www.e-tax.nta.go.jp/を利用して提出できます。

※e-Taxの利用には、事前に電子証明書の取得とICカードリーダライタの購入が必要です。

◆復興特別所得税の計算漏れにご注意ください

平成25年分から49年分まで、所得税と併せて、復興特別所得税の申告・納付が必要です。申告書を提出する前に、復興特別所得税の申告欄も確認し、計算漏れのないようご注意ください。

◆公的年金等を受給している方へ

公的年金等の収入金額が400万円以下で、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は原則必要ありませんが、医療費控除などで所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要です。また、確定申告が不要な場合でも、市民税・都民税の申告が必要な場合があります。くわしくは、市民税課☎内線2342へお問い合わせください。

税理士による所得税の確定申告無料相談

人確定申告書A様式(給与所得、公的年金などの雑所得、配当所得、一時所得だけで予定納税額のない方)で、住宅借入金等特別控除がない方

日2月17日(月)～3月17日(月)の平日午前9時～11時・午後1時～3時

所市役所第二庁舎4階

物印鑑、平成25年中の収入などが確認できる書類や控除のための領収書など

問市民税課☎内線2342

防災行政無線の放送内容を市ホームページなどで確認できます

問防災課☎内線2283

防災行政無線では、災害など、生命や財産にかかわる緊急情報のほか、光化学スモッグ警報・注意報なども放送しています。

過去24時間以内に防災行政無線で放送された内容は、市ホームページのトップページ「防災無線放送内容」から確認できます。

また、市公式ツイッター・安全安心メールでも、防災行政無線で放送された内容を同時配信していますので併せてご利用ください。

市ホームページ

トップページ→ 防災無線　放送内容 ボタン

※同ボタンは、防災行政無線の放送後24時間のみ表示されます。

市公式ツイッター

アカウント名：mitaka_tokyo
(モバイル版：http://mobile.twitter.com/mitaka_tokyo)

携帯電話・スマートフォンのカメラ機能で読み取ってください。

安全安心メール

maam@req.jpあてに空メールを送信すると登録できます。

自転車事故・交通災害に遭ったときのために

平成26年度「ちょこっと共済」加入申込受付中

「ちょこっと共済(東京都市町村交通災害共済)」は、住民が会費を出し合い、交通事故に遭ったときに見舞金を受けられる助け合いの制度です。

◆2つの選べるコース

・Aコース　年額1,000円　最高300万円の見舞金
・Bコース　年額　500円　最高150万円の見舞金

◆加入期間

平成26年4月1日～27年3月31日

※平成26年度の加入申込受付は、すでに開始しています。

◆申込場所

市政窓口、指定金融機関、出張受付会場

※くわしくは市ホームページまたは各家庭に配布した加入申込書付きパンフレットをご覧ください。

問道路交通課☎内線2883

三鷹台駅周辺「定期利用駐輪場」の申込期間は2月28日(金)まで

問道路交通課☎内線2883

今年6月1日から、三鷹台駅周辺の市立駐輪場を有料化(定期利用・一時利用)することに伴い、定期利用駐輪場の利用者を募集しています。利用を希望する方は、必ず期間中にお申し込みください。

申2月28日(金)(消印有効)までに、定期利用駐輪場利用申込書(1人1通、市ホームページから入手可)・「学生等」料金が適用される方は学生証(入学見込みの方は受験票など)・身体障害者手帳・愛の手帳・生活保護受給証明書などの写し・有効期限内(交付後3年以内)の三鷹市自転車安全運転証をお持ちの方(※1)はその写しを郵送の場合は「〒181-8555道路交通課」へ、持参の場合は、定期利用駐輪場受付窓口(市役所5階152会議室、平日午前9時30分～正午・午後1時～4時)または市政窓口へ(申込多数の場合は抽選)

(※1)有効期限内の三鷹市自転車安全運転証(自転車安全講習会受講者に交付)をお持ちの方は抽選時に優先します。

※3月下旬～末日に申込者全員へ抽選結果を郵送します。また、利用が決定した方には手続き方法の通知を同封します。

※利用期間は1・3・6カ月から選べます(料金の割引はありません)。

三鷹台駅周辺「定期利用駐輪場」の月額利用料金(自転車のみ)

募集番号	駐輪場名	形態	駐輪方法	募集予定台数	市民 一般	市民 学生等	市民以外 一般	市民以外 学生等
①	第1駐輪場	地下1階(屋内)	ラック上段	725台	2,300円	2,000円	2,500円	2,200円
②			ラック下段		2,800円	2,500円	3,000円	2,700円
③		1階(建物内)	ラック上段		2,300円	2,000円	2,500円	2,200円
④			ラック下段		2,800円	2,500円	3,000円	2,700円
⑤		2階(建物内)	ラック上段		2,200円	1,900円	2,400円	2,100円
⑥			ラック下段		2,700円	2,400円	2,900円	2,600円
⑦		屋上(屋根なし)	ラック上段		2,000円	1,700円	2,200円	1,900円
⑧			ラック下段		2,500円	2,200円	2,700円	2,400円
⑨		地下1階～屋上※	ラックまたは平置き		2,500～2,800円	2,200～2,500円	2,700～3,000円	2,400～2,700円
⑩	第2駐輪場	屋外(屋根なし)	平置き	120台	2,500円	2,200円	2,700円	2,400円
⑪	第3駐輪場			173台				
⑫	第5駐輪場			73台				

※「学生等」料金は、学生・身体障害者手帳や愛の手帳などを所持している方や、生活保護受給世帯の方が該当します。

※三鷹台第1駐輪場は、①②はビルの地下1階、③～⑨はビルに付属する立体駐車場です。

※⑨は幼児2人同乗用自転車、三輪車等専用の募集です。

「一時利用駐輪場」もご利用ください(自転車のみ)

駐輪場名	台数	料金
第4駐輪場(屋外、屋根なし)	364台	150円／日